

令和8年度 井原市入札参加資格審査申請書 提出要領

令和8年度に井原市が発注する「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」の契約に係る入札(見積)に参加を希望される方は、次の要領により入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

注意点

- 「**申請支援サービス**」を利用して申請書類を作成してください。

申請支援サービス ⇒ [【https://gyouseisol.jp/gyousya/<外部リンク>】](https://gyouseisol.jp/gyousya/)

- 必ず事前に、使用手引書の内容を確認してください。

- 作成した申請書を提出いただき、内容審査を経て受付完了となります。

- 「申請支援サービス」は、以下のとおり「受付期間」前から利用可能ですが、**申請書は必ず受付期間内に提出してください。**受付期間外の提出は、一切受け付けできません。

- 申請書印刷後に申請支援サービス上で内容を修正した場合、申請書（全頁）の再印刷が必要になりますので、注意してください。

- **提出された申請書の内容で登録します。**提出された申請書の内容と、申請支援サービス上で登録された内容が異なる場合、受け付けできません。

申請支援サービスでの入力可能期間

⇒ 「本社情報」「営業所情報」「職員名簿・資格」「申請事前登録」は、随時入力可能です。

⇒ 「指名願い」は、**令和8年1月13日（火）から入力可能**です。

1. 受付期間

令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)まで

- 受付時間は、土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。
(ただし、正午から午後1時までは除く)。

- **受付期間終了後の申請は、一切受け付けできません。**

- 郵送による提出及び再提出（追加・訂正書類等の提出）は、**2月27日（金）消印有効**とします。

- 持参又は郵送により提出した申請書に不備又は不足があり差替え等が生じた場合、これらの書類が受付期間中に再提出されない場合も期間を過ぎての受付扱いとし、当初から申請がなかったものとします。なお、一度提出された書類は返却できません。

- 内容を十分に確認のうえ、期間に余裕をもって提出してください。

2. 受付場所（郵送先）

〒715-8601

岡山県井原市井原町311番地1

井原市役所 総務部財政課契約管理係（本庁舎3階）

3. 提出書類

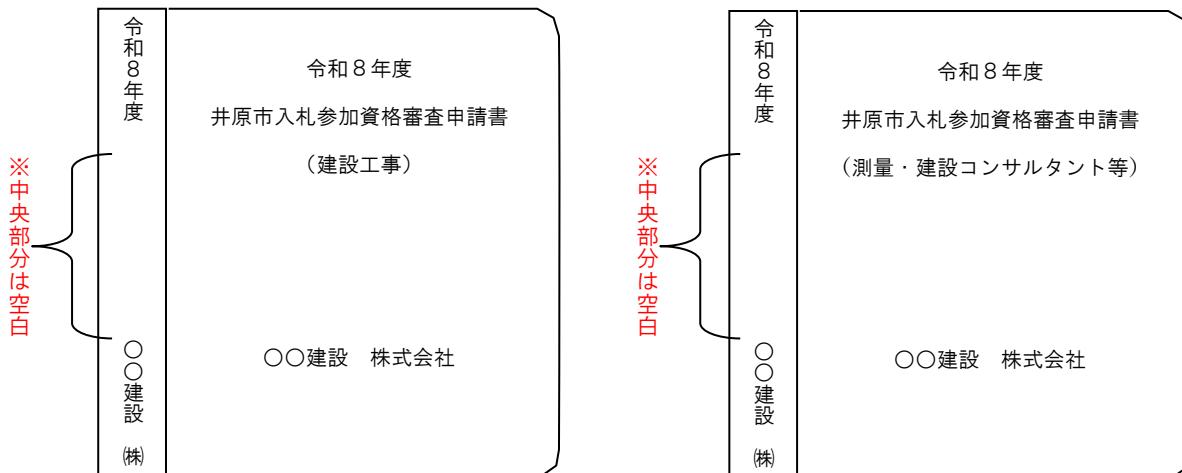
市販A4版の紙製フラットファイルに綴じて提出してください。（提出書類の順番指定あり）

なお、次に示す指定色のファイルを使用してください。

| | | |
|---------------|-------|----|
| 建設工事 | | 水色 |
| 測量・建設コンサルタント等 | | 黄色 |

また、ファイルの表紙及び背表紙には下記記載例のとおり必ず商号又は名称を記入し、**提出書類には、書類番号を記入したインデックスを必ず貼付**してください。

【記載例：ファイル表紙】



※書類番号 21-22（フラットファイルに綴じない書類）にインデックスは不要です。

4. 受付方法

- 市内・準市内業者の方 ⇒ 持参のみ
- 市外業者の方 ⇒ 郵送のみ

5. 適用期間

提出された申請書を審査し、資格を有すると認められる者は井原市指名業者名簿に登載します。井原市指名業者名簿に登載される期間は、**令和8年8月1日から令和9年7月31日**です。

また、井原市指名業者名簿は**令和8年8月1日**以降、本庁舎3階閲覧室で閲覧できます。

6. 留意事項

- (1) 岡山県井原地区清掃施設組合、井原地区消防組合、井原市下水道事業、井原市水道事業、井原市簡易水道事業、井原市工業用水道事業、井原市民病院への指名願いは、井原市へ提出された申請書で兼用します。
- (2) 持参又は郵送された申請書に不備又は不足がある場合は、再度、来庁又は郵送のうえ申請していくことになりますので、**提出される際には、必ずチェックシートにて確認してください。**
- (3) 提出書類の「**井原市業者登録カード**」は**登録時の入力票（＝登録内容）**になりますので、該当箇所（特定許可や一般許可、希望工種の記入等）に漏れのないよう必ず記入（入力）してください。
- (4) 業者登録カード、チェックシートは、ファイルと一緒に（ファイルに綴る必要はありません）に提出してください。また、業者登録カード、チェックシートは、綴じ穴を開けておいてください。
- (5) 金具を使ったファイルは、使用しないでください。（プラスチック等は可）
- (6) 提出する書類に手書き等で記入する箇所については、楷書で枠内に正確に記載し、ファイルの表紙及び背表紙に商号又は名称を記載してください。（記載例を参照してください）
- (7) 『建設工事』と『測量・建設コンサルタント等』両方を申請する場合は、色指定のファイルを使用し、別々に申請してください。
- (8) 受付は、1人1業者とします。
- (9) 入札参加を希望する工種（業種）数の上限は、次のとおりです。

<市内・準市内業者> 上限はありません。

<その他の業者（市外業者）>

○ 建設工事……………5つまで

※「土木一式」「プレストレストコンクリート構造物」の2つまでで1つとカウントします。
※「とび・土工・コンクリート」「法面処理」の2つまでで1つとカウントします。
※「鋼構造物」「鋼橋上部」の2つまでで1つとカウントします。

○ 測量・コンサル……………5つまで

※「測量一般」「地図調査」「航空測量」の3つまでで1つとカウントします。

- (10) **社会保険料納入証明書は、「年金事務所が電算証明で対応する証明書」のことであり、社会保険料納入確認（申請）書での受け付けはできません。**

- (11) 申請書提出場所及び問い合わせ先

井原市役所 総務部財政課契約管理係(本庁舎3階)

電話 0866-62-9507

FAX 0866-62-1744 (総務課代表)

7. 提出書類

- 以下の申請書類一覧表を参考に、申請に必要な書類を作成・提出してください。
- 申請者は本社の代表者とし、実印を押印してください。
- 証明関係書類（3、7、8、14、15、16）については、**証明年月日は井原市への提出日の3ヶ月以内のもの**とします。（3ヶ月を過ぎている場合は受け付けできません。）
- 井原市業者登録カードの希望工種（業種）の欄は、申請支援サービス上で入札参加を希望する入力をした場合「○」が表示されます。

①井原市内に本社又は営業所等を有する業者（市内業者・準市内業者）

⇒ 施工（請負）可能な希望工種（工事）又は登録部門（建設コンサルタント）を「入札参加希望」として入力してください。

②その他の業者（市外業者）

- ⇒ 入札参加を希望する工種又は登録部門を**5つまで**入力してください。
(希望数のカウントについては、前頁「6. 留意事項」の「(9)」を参照してください。)
- ⇒ 入札参加希望を5つ以上入力された場合、書類が正しく作成されません。（受付不可）
- ⇒ 入札参加を希望する5つ以外に、施工（請負）可能な工種又は登録部門がある場合は、
入札参加希望欄に「●」と手書き等で記入してください。

○建設工事は、**希望工種について経営規模等の審査を受けていることが登録条件**となります。

○番号順に指定の色のA4版フラットファイルに綴じてください。

○井原市業者登録カード（21）、チェックシート（22）は綴じないでください。

表の凡例

| | |
|------|--|
| 工事 | ○ = 必要、△ = 該当する場合は必要、× = 不要 |
| コンサル | |
| 申請支援 | ○ = 申請支援サービスで作成可能 追記 = 申請支援サービスで作成後、 一部追記（手書等）が必要 (追記箇所は、書類ごとに説明を記載しています。) ※ = 様式のみダウンロード可能 × = 申請支援サービスで作成不可 |

| 番号 | 提出書類 | 工事 | コンサル | 申請支援 | 写し | 備考 |
|----|----------------------|----|------|------|----|--|
| 1 | 入札参加資格審査申請書 | ○ | ○ | 追記 | 不可 | 井原市指定様式とする。（申請支援サービスで作成） ※申請者は本社の代表者とすること。（受任者の申請は不可） ※申請日付等は、手書き等により直接記入すること。 |
| | 井原市暴力団排除条例に 係る誓約書 | ○ | ○ | ○ | 不可 | 井原市指定様式とする。（申請支援サービスで作成） ※申請者は本社の代表者とし、必ず実印を押印（受任者の申請は不可） |

| 番号 | 提出書類 | 工事 | コンサル | 申請支援 | 写し | 備考 |
|----|--|----|------|------|----|--|
| 2 | 経営事項審査結果通知書 | ○ | × | × | 可 | <p>A 4 版に複写し、審査基準日が 令和 6 年 7 月 1 日以降 のものとする。</p> <p>※申請書提出までに通知書の許可区分に変更があった場合は、朱書きで訂正すること。</p> <p>※左記の書類の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の項目すべてが、「有」又は「除外」であることが必要。いずれかが「無」の場合は、社会保険等への加入が確認できる書類を提出すること。</p> <p>※社会保険等への加入が確認できる書類</p> <p>①雇用保険 <u>概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面</u>、<u>労働保険概算・確定保険料申告書</u>、<u>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書</u>、<u>雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）</u>のいずれかの写し</p> <p>②健康保険及び厚生年金保険 <u>保険料を納付したことを証する書面</u>、<u>被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書</u>、<u>被保険者報酬月額算定基礎届</u>のいずれかの写し</p> |
| | 経営規模等総括表 及び業態調書 | × | ○ | ○ | 可 | <p>井原市指定様式とする。（申請支援サービスで作成）</p> <p>※申請支援サービス上で必要項目を入力すること。</p> <p>※様式①-2、様式①-3、様式②</p> |
| 3 | 印鑑証明書 | ○ | ○ | × | 可 | |
| 4 | 使用印鑑届 | ○ | ○ | ○ | 不可 | 井原市指定様式とする。（申請支援サービスで作成） |
| 5 | 委任状 | △ | △ | ○ | 不可 | <p>井原市指定様式とする。（申請支援サービスで作成）</p> <p>入札及び契約締結の権限を支店長等に委任する場合は必要。</p> <p>委任期間＝令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで</p> <p>※委任者＝実印、受任者＝使用印を押印すること。</p> <p>※工事の場合、建設業の許可を受けている支店等に限る。</p> <p>※支店長等に委任する場合は「16 受任者の身分証明書」の欄の内容も確認すること。</p> <p>※支店長等への委任がない場合は提出不要。</p> |
| 6 | 建設業許可通知書又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報 | ○ | × | × | 可 | <p>建設業許可通知書の写し又は国土交通省が運用している建設業者・宅建業者等企業情報検索システムから「<u>建設業者の詳細情報 (PDF)</u>」を印刷したものを必ず添付すること。</p> <p>ただし、許可更新中の場合は、証明できる書類（受付印が押された申請書等）を添付するものとし、後日正式な書類を提出すること。</p> <p>※国土交通省 建設業者・宅建業者等企業情報検索システムは以下の URL からアクセス可能。</p> <p>https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/</p> |
| | 登録証明書 又は現況報告書 | × | ○ | × | 可 | 登録業者のみ（国土交通省の受付印があるもの） |

| 番号 | 提出書類 | 工事 | コンサル | 申請支援 | 写し | 備考 | | | |
|------------------|--|----|------|------|---|--|------------------|---|------------------|
| 7 | 納税証明書(完納証明書) | | | | | <p style="color: red;">賦課されているすべての税に未納がないことの証明</p> <p>※ただし、納付の猶予期間がある場合は、納付の猶予を受けていることが分かる証明書の写しを添付のこと。</p> | | | |
| | (1)国税（消費税を含む） | ○ | ○ | × | 可 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">法人 税務署様式その3の3</td> <td style="width: 50%;">所轄の税務署が証明 全社必要 (電子納税証明書も可)</td> </tr> <tr> <td>個人 税務署様式その3の2</td> <td></td> </tr> </table> | 法人 税務署様式その3の3 | 所轄の税務署が証明 全社必要 (電子納税証明書も可) | 個人 税務署様式その3の2 |
| 法人 税務署様式その3の3 | 所轄の税務署が証明 全社必要 (電子納税証明書も可) | | | | | | | | |
| 個人 税務署様式その3の2 | | | | | | | | | |
| (2)岡山県税 | △ | △ | × | 可 | <p>岡山県内に本社又は支店等を有するなど、岡山県税を賦課されている場合に必要。</p> <p>「県徵収金の滞納がないこと」の証明</p> | | | | |
| (3)井原市税 | △ | △ | × | 可 | <p>井原市内に本社又は支店等を有するなど、井原市税を賦課されている場合に必要。</p> <p>「市税の完納証明書」</p> | | | | |
| 8 | 社会保険料納入証明書 又は申立書 ※社会保険料納入確認 (申請)書では受付不可 | ○ | ○ | × | 備考のとおり | <p>(1) 社会保険料納入証明書（写し可）</p> <p>記入例のとおり「社会保険料納入証明申請書（別紙年金機構様式）」に必要事項を記入の上、所管の年金事務所に提出して取得すること。</p> <p>※「証明事項等」は次の区分のとおり。</p> <p>③証明対象期間 令和6年11月分から 令和7年10月分まで</p> <p>④出力区分 一括用のみ 0</p> <p>⑤証明範囲区分 保険料のみ 0</p> <p>・所管の年金事務所より交付された「社会保険料納入証明書」を添付すること。</p> <p>・上記の証明対象期間に納付の猶予期間がある場合は、納付の猶予を受けていることが分かる証明書の写しを添付すること。</p> <p>・年金事務所の窓口で交付を希望する場合、写真付き身分証明書が必要。なお、事業主以外の者が窓口で交付を受ける場合には、委任状も必要。</p> <p>・詳しくは、所管の年金事務所に問い合わせること。</p> <p>以下のURLからもダウンロード可能 https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/onota/20140311.html </p> <p>(2) 申立書（原本を提出すること）</p> <p>加入義務がない場合は、申立書（井原市指定様式、申請支援サービスよりダウンロード可能）を提出すること。</p> <p style="color: red;">(実印を押印)</p> | | | |

| 番号 | 提出書類 | 工事 | コンサル | 申請支援 | 写し | 備考 |
|----|------------------------|----|------|------|----|---|
| 9 | 技術職員名簿 | ○ | × | × | 可 | <p>常時雇用関係がある者のみであること。</p> <p>経営事項審査申請時に添付した書類の写しとする。</p> <p>※以下、市内業者・準市内業者への注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①必ず上記申請時の技術職員名簿を提出すること。 ②提出時の最新の名簿になるよう朱書きで訂正し、新規追加技術者（既登録技術者で資格追加となった場合を含む。）については、資格者証等の写しを添付すること。 なお、新規追加技術者は、雇用関係が客観的に確認できる書類の写しを添付すること。 ③名簿に記載可能な2つの資格以外に登録を希望する資格がある場合は、朱書きで追加し、資格者証等の写しを添付すること。 |
| | 技術者経歴書 | × | ○ | × | 可 | <p>常時雇用関係がある者のみであること。</p> <p>※以下、市内業者・準市内業者への注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①雇用関係が客観的に確認できる書類の写しを添付すること。 |
| 10 | 営業所一覧 | △ | △ | × | 可 | <p>本社以外の営業所がない場合は不要。</p> <p>「建設工事」については、営業所ごとに営業している業種を明記すること。（契約締結先となる支店等は、希望業種の許可を有する建設業法第3条の営業所であること。）</p> |
| 11 | 工事経歴書 | ○ | × | × | 可 | <p>経営事項審査申請時に使用したものも可。</p> <p>直近の過去2年間分（2年間分をよく確認して提出すること）</p> |
| | 測量等実績調書 | × | ○ | × | 可 | |
| 12 | 財務諸表 又は貸借対照表及び損益計算書 | ○ | ○ | × | 可 | <p>直近のものを添付すること。</p> <p>法人の場合は、財務諸表 個人事業主の場合は、貸借対照表及び損益計算書</p> |
| 13 | 営業用機械器具一覧表 | ○ | × | × | 可 | 所有する営業用機械器具が無い場合、理由書（任意様式）を添付すること。リース物件は、リース期間を記載すること。 |
| 14 | 建設業退職金共済組合等加入証明書 | ○ | × | × | 可 | <p>建設業退職金共済組合又は、中小企業退職金共済又は、商工会議所（商工会）特定退職金共済加入証明書。</p> <p>※いずれの制度にも未加入の場合は、代表者押印の理由書（原本）を添付すること。</p> |
| 15 | 商業登記簿謄本 又は代表者の身分証明書 | ○ | ○ | × | 可 | <p>法人である場合は商業登記簿の謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、個人である場合は代表者の身分証明書（禁治産者・準禁治産者の登記の通知を受けていない者・破産者でないことの証明）が必要。</p> <p>※身分証明書=本籍地の市区町村役場で発行されるもの。</p> |

| 番号 | 提出書類 | 工事 | コンサル | 申請支援 | 写し | 備考 |
|----|-------------|----|------|------|----|--|
| 16 | 受任者の身分証明書 | △ | △ | × | 可 | 入札及び契約締結の権限を支店長等（受任者）に委任する場合、受任者が法人登記簿に掲載されていないときは、受任者の 身分証明書 （禁治産者・準禁治産者・後見の登記の通知を受けていない者・破産者でないことの証明）が必要。 ※身分証明書=本籍地の市区町村役場で発行されるもの。 |
| 17 | ISO認証取得証明書 | △ | △ | × | 可 | 該当がある場合のみ添付すること。 |
| 18 | 舗装業者表 | △ | × | ※ | 可 | 井原市指定様式とする。（様式は申請支援サービスからダウンロード）※資格証等の写しが必要、各表の記入要領を参照。 ※舗装工事の入札参加を希望する場合は必ず提出すること。 |
| 19 | 解体業者表 | △ | × | ※ | 可 | 井原市指定様式とする。（様式は申請支援サービスからダウンロード）※資格証等の写しが必要、表の記入要領等を参照。 ※解体工事の入札参加を希望する場合は必ず提出すること。 |
| 20 | 営業所専任技術者報告書 | △ | × | ※ | 可 | 井原市指定様式とする。（様式は申請支援サービスからダウンロード） ※市内業者・準市内業者は必ず提出すること。 |

※次の提出書類は、A4版フラットファイルと一緒に提出してください（綴じる必要はありません）。

| 番号 | 提出書類 | 工事 | コンサル | 申請支援 | 写し | 備考 |
|----|------------|----|------|------|----|---|
| 21 | 井原市業者登録カード | ○ | ○ | 追記 | 可 | 井原市指定様式とする。（申請支援サービスで作成） ※白黒印刷でも可。 ※申請支援サービスで入力した内容が反映されるので、入札参加を希望する工種のみ入力するのではなく、 <u>経営事項審査結果通知書のとおり入力すること。</u> ※建設工事…技術職員数等を手書き等で記載。 ※コンサル…実績高等を手書き等で記載。 |
| 22 | チェックシート | ○ | ○ | 追記 | 可 | 井原市指定様式とする。（申請支援サービスで作成） |

«受付票について»

- 井原市による受付状況については、申請支援サービス上で確認することができるため、「受付票」の提出は不要としています。
- 「受付票」が必要な場合は、申請支援サービスよりダウンロードしてください。（受付状況確認方法、受付票のダウンロード方法は「使用手引書」を参照）

«登録完了後に修正する場合について»

- 申請支援サービスで登録完了後、申請書を提出する前に登録内容を修正する場合、「指名願い」の項目で入力した内容は残っていないため、再度入力が必要です。（井原市による受付後は修正不可）
- 修正入力完了後、申請書（全頁）を再度印刷してください。この時、申請支援サービス上の「提出番号」と、印刷した申請書類の「提出番号」が同一であるか、必ず確認してください。（異なる場合、受付不可）

8. 書類不備により不受理となるケース（例示）

書類不備により不受理となるもののうち、大半を占めるのが以下の内容です。
提出要領を確認の上、不備のないよう提出してください。

（ケース① … 証明書の日付の不備）

証明関係書類（3, 7, 8, 14, 15, 16）の証明年月日が、井原市への提出日の3ヶ月以上前の日付のもの。（**3ヶ月を過ぎているもの。**）

⇒ 証明書の日付は、井原市への提出日の3ヶ月以内のものに限ります。

（ケース② … 社会保険料納入証明書）

「8 社会保険料納入証明書」の証明対象期間が、「**令和6年11月分から令和7年10月分まで**」を満たしていないもの。

⇒ 指定の証明対象期間を全て含んでいるものであれば、同一期間である必要はありません。

（ケース③ … 身分証明書）

「16 受任者の身分証明書」の提出がないもの。

⇒ 受任者が法人登記に掲載されていないときは、**身分証明書**（本籍地で取得）が必要です。

（ケース④ … 舗装業者表・解体業者表）

「18 舗装業者表」等の提出がないもの。（舗装工事への入札参加を希望する場合のみ）

「19 解体業者表」等の提出がないもの。（解体工事への入札参加を希望する場合のみ）

⇒ 舗装工事の入札参加を希望する場合は「**舗装業者表**」を、解体工事の入札参加を希望する場合は「**解体業者表**」を提出してください。加えて、**資格証の写し等の添付が必要です**。詳細は、各表の記入要領を参照してください。

9. 電子入札について（お知らせ）

井原市では、建設工事及び測量・建設コンサルタントの指名競争入札及び制限付一般競争入札について、令和3年10月1日から電子入札を開始しています。

井原市入札参加資格審査申請書を提出される方は、**岡山県電子入札共同利用システムへアクセスし、必ず利用者登録をしてください。**

なお、利用者登録後は、利用者登録の際に登録したメールアドレス宛に、指名通知等の連絡を行いますが、業者指名時において利用者登録されていない場合、指名できません。

●利用者登録について

①岡山県など他の発注機関の電子入札利用者登録を行っている事業者

⇒ 本市の利用者登録を行ってください。

②電子入札利用者未登録の事業者

⇒ I Cカードの購入、電子証明書の設定、利用者登録を行ってください。

※岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト (<https://www.e-okayama.t-elbs.jp/>)

●導入に向けた相談について

電子入札システムの登録等の準備につきましては、「岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト」で詳しく説明しておりますので、その内容を確認いただき、不明な場合は、「岡山県電子入札共同利用システムヘルプデスク」へ相談してください。

なお、システム以外の内容については、市の相談窓口へ相談してください。

《問合せ先等》

①岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト (<https://www.e-okayama.t-elbs.jp/>)

②岡山県電子入札共同利用システムヘルプデスク

電話 : 0120-432-198

対応時間：8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

※お問い合わせは、電話対応のみとなります。

③市の相談窓口 井原市総務部財政課契約管理係 電話：0866-62-9507

※井原市電子入札についてホームページ

→ <https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/6/1917.html>